

近畿地方整備局 入札監視委員会（平成２９年度第一部会第３回定例会議）審議概要

開催日及び場所		平成２９年１２月１４日（木） 国民会館 住友ビル １２階 会議室				
委 員		神田 彰（関西経済連合会 理事） 木村 亮（京都大学大学院 教授） 熊谷 礼子（帝塚山大学 教授） 高橋 司（勝部・高橋法律事務所 弁護士 第一部会長 今回抽出担当） 横田 直和（関西大学 教授） (五十音順、敬称略)				
審議対象期間		平成２９年７月１日 ～ 平成２９年９月３０日				
抽出案件 総件数８件（工事４件、業務３件、役務及び物品１件）						
契 約 方 式		件数	件 名	契約日	契約業者名	契約金額
工 事	一般競争入札 (WTO 対象)	１件	西脇北バイパス津万井トンネル工事	H29. 9. 11	五洋建設（株）	1, 489, 590, 000
	一般競争入札 (WTO 対象外)	３件	鳴鹿大堰ゲート設備修繕工事	H29. 7. 28	(株) IHI インフラ建設	173, 880, 000
			国道９号篠赤畑横断歩道橋設置工事	H29. 7. 14	平安建設工業（株）	75, 492, 000
			国道８号彦根市甲田町地区歩道整備工事	H29. 7. 31	(株) 橋本建設	169, 560, 000
業 務	簡易公募型 競争入札	３件	熊野川流域（奈良県西部）航空レーザ測量業務	H29. 9. 25	(株) パスコ	58, 860, 000
			大和御所道路樞原高田Ａランプ橋梁詳細設計業務	H29. 8. １	(株) 総合技術コンサル タント	233, 474, 400
			交通事故データとりまとめ業務	H29. 8. １	(一社) 近畿建設協会	3, 315, 600
役務及び物品	一般競争入札	１件	姫路河川国道事務所除雪トラック等点検整備業務	H29. 9. 29	山陽自動車工業（株）	4, 230, 144
委員からの意見・質問、それらに対する回答等		意 見 ・ 質 問			回 答	
		別紙のとおり			別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし				

意 見・質 問	回 答
【報告事項】 ■ 四半期毎の発注状況報告 ・特に質問なし。 ■ 指名停止措置の運用状況報告 ・特に質問なし。 ■ 談合情報等の対応状況資料 ・3 者が 1 工事ずつ受注した談合疑義案件において、一般競争であれば取りたくなければ申請しないと思うが、なぜ応札したと分析しているか。 ・3 件の工事を 3 者がそれぞれ 1 件ずつ落札した点については少し疑義が残る。 ・取締役が共通であった案件について、よくあるのは同じ弁護士がアドバイザーとして関わっていたりするが、人的に共通で会社も同じ建物にあればある程度疑義を持つことも必要かと思う。 ・その点については、あまり疑義として注目すべき点ではないということか。 ・受注してもらうとなると、あまり認識のない役員がいるというのはいいとは思えない。改善してもらわないと不自然な感じがする。 ■ 再度入札における一位不動状況 ・特に質問なし。 ■ 低入札調査対象工事・業務の発生状況 ・特に質問なし。 報告については了承する。	・事情聴取において、入札参加した理由を確認したところ、応札した価格であれば採算が取れるため参加したとのことであり、受注意欲がなかったわけではないと思われる。 ・談合に至る確証は得られなかったため、本件においても、契約手続を継続すると同時に、警察庁と公正取引委員会への報告は行った。 ・当該役員は会社設立当時から両方の会社の取締役となっていたが、両方の会社の代表が代替わりをしており、役員を兼ねているという認識がなかったとのことであった。 ・両者に人的関係があったとしても同一工事の入札に参加しなければ問題はなく、同じ工事に参加申請する場合は両方で調整することになる。 ・本来であれば、有資格業者の登録の際に人的関係と資本関係を明らかにすることになっているが、今回それができていないためその点については業者に指導した。

【審議】 ■抽出案件結果報告 ■抽出案件説明及び審議 ● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象) (西脇北バイパス津万井トンネル工事) ・技術点において各者でかなりの点差となっているが、こういったところに違いがあったのか。 ・入札参加者が33者あったということでかなり熾烈な競争であるが、各者は技術提案の点数がわかるようになっているのか。 ・環境対策はどのトンネルも同じものを望んでいるのか、それともトンネルによって特殊性はあるのか。 ・大体同じような提案になると思うが、評価がその都度違うということがないようにしてもらいたい。現場の特殊性から環境対策で評価が違って、それが正当な競争かなと思う。本件は、33者が競争するという熾烈な争いではあったが、技術点も高くよかったのではないかと思う。各者とも、提案した内容の何が悪かったのか復習できないまでも、評価点数がはっきりと示されているので、次に向けて良い提案ができるのではないかと思う。 ・本件は了承とする。 ● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (鳴鹿大堰ゲート設備修繕工事) ・結果的として1者入札となっているが、どういう条件ならどの程度の申請者があるのかを想定しているのか。 ・抽出担当のときに水門工事を選んでくれと言われた気がする。水門工事では過去にいろんなことがあったのこ	・テーマ1では、早く確実に工法の技術的な所で差がついた。またテーマ2では、環境対策として騒音・振動・粉塵などをいかに少なくするかの対策を求めたが、各者からいろいろな提案がありばらつきが生じた結果であると思われる。 ・各者の技術点は、落札決定後、テーマごとに公表している。 ・現場によって、住居との位置関係とかズリ出し方法の違いで作業ヤードの位置が違うため、こういった対策を行うかは変わってくる。 ・ありがとうございます。 ・本件では、コリンズというデータベースによって、施工実績を持っている者は26者あることを確認している。最大26者が手を上げられはずだったが、結果として1者しか参加がなかったということになる。 ・機械設備についても水門だけに限定する必要もなく幅広くとも思っているが、数年前に談合事件があった
---	---

とだが、これまで監視してきているので、そろそろ違う工事を選んでもいいのではないかと。河川には堤防改修とか他の構造物の工事とか他にもいろいろあるので、この場でいうのもおかしいかもしれないが、水門工事にこだわらず他の機械設備とかでもいいのではないかと。 橋梁上部と水門の会社は合併を繰り返して、元がどうだったのか訳が分からなくなっている。 ・ 恒常的にチェックされているのはいいと思っているが、チェックだけでなく適切に分析して次の適切な発注とか適切な工期の遂行につなげていただければいいかなと思う。 ・ 当初ゲートを設置した者が本件を受注した者ということか。 ・ 昔、鋼製水門を調べたことがあるが、水門には特許があつて他の者ではなかなか手が出せないという雰囲気があつたような気がする。 ・ 本件は了承とする。 ● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (国道 9 号篠赤畑横断歩道橋設置工事) ・ 再入札で 1 千万円も下げているが、1 回目が不調になったときにどういう点を説明されたのか。質疑応答みたいなものがあるのか。 ・ 交通量の多い道路だと思うが、そういったことも参加者数に影響することがあるのか。	ため監視していただくことが重要であると考えている。最近の傾向として、新設の工事であれば競争は働くとが既設の修繕とかは設置した会社が責任も含めて応札している事例を視てもらうことが多いが、本件でも結果的に参加資格がなかったが参加したい新たな者もあるというところも視ていただきたいと思います。今後は、保守・修繕については、メンテナンスを付けた発注であるとか、複数年に亘るものは複数年契約でしっかりとした仕事ができるよう考えていきたいと思っているので、そういったものも視ていただきたいと思いますと考えている。 ・ 平成 11 年頃から本体工事を行っているが、当時の設置業者がその後合併や事業譲渡を繰り返し、最終的に本件を受注した者が引き継いでいる。 ・ 本件は、2 者から申請があつたように、特許がなくても修繕できる内容の工事である。 ・ 再入札する前に、入札金額の内訳と官側の積算とどの点が違うのかを確認している。今回の場合、歩道橋の舗装単価について開差があることを確認し、官積算では面積 (㎡) 当たりの単価であることを再度説明している。業者は立方 (m³) と勘違いして算出したため過大になっていたことがわかり、2 回目で金額を再度算出されたのだと思う。 ・ 現道の交通を切り回しながらこの工事をやるのは大変だということも参加者数に現れたのかもしれない。近年、歩道橋の設置は非常に少ない。本件は数年前に登校中の児童が事故にあつた場所で、地元から歩道橋
--	---

・ 本件は了承とする。 ● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (国道 8 号彦根市甲田町地区歩道整備工事) ・ 国道 8 号の歩道について、現在どの程度整備されこの地区がどのように選定されたのか。また、一つの工事での整備延長に違いがあるのかお聞きたい。 ・ 入札は電子入札で行っているのか。2 回目の入札に行くときに参加者が 1 者であることは分かるのか。 ・ 再度入札も同じ日に行うので、何者で入札しているかは分からないようになっているということか。 ・ 2 回の入札で決まらなかったから最終的に随意契約にしたということか。 ・ どうして随契では値段が下げられるのか素朴な感想として思う。コリンズを見るとそれなりの業者数があるが、どんな範囲の中で業者を確認しているのか。 ・ 断面図を見ると、なかなか難しい工事箇所があることが分かる。車が走っている横で杭を打ちプレキャストの製品を設置するのはそれなりに難しい工事である。 ・ 本件は了承とする。	の設置を強く要望されて設置しているところである。 ・ 8 号には、歩道が設置されているところもあるが設置されていない箇所が多くある。その中で特に通学路を優先して歩道整備を行っている。規模については様々で、本件は 300m 程だが長い箇所では 1km 程整備する工事もある。 ・ 入札は電子入札で行っているため、入札参加業者は何者が入札に参加しているかは分からない。 ・ 本件では 1 回目の入札の後、発注者から考え方を説明している。1 週間経ってから 2 回目の入札をしているが、最後まで何者で入札しているかは分からない。 ・ 本件は入札参加者が 1 者であったが、最低価格である者と随意契約を行ったということである。 ・ コリンズで調べた数は、参加資格要件として、一般土木工事の C 等級にあって建設業法の土木工事業の許可を受けている滋賀県内の業者のうち、コンクリート構造物の実績を持っていることを条件として絞り込んだ結果、資格を持っている者が 44 者あることを確認している。1 者しか申請がなかったことについては、歩道を拡幅する工事では沿道の住民や企業と出入り口などの調整が大変であるということや、法面に擁壁を設ける方法が鋼管を打った後にプレキャストの擁壁を抱いた形でそれを支持するという新技術に登録されているような工法で行う必要があるため、施工できる下請業者が限られてくることなど、いろんな条件があったものと思われる。
--	---

● 5. 簡易公募型競争入札方式 (熊野川流域(奈良県西部) 航空レーザ測量業務) ・大半の者が予定価格の80%で入札できるのであれば、予定価格をもっと下げることができるのではないかなと思う。また、地図を書かせる範囲について、東側は直線で切られているが西側は県境で複雑に入り組んでいる。どうせ航空写真で地図を作るのなら和歌山まで入れて地図を書かせてもいいのではないかなと思う。 ・実施方針の点数が各者でまちまちになっているが、低い点数の業者には何か特別に指導しているのか。 ・もちろん企業努力しただと思うが、本件は競争が十分あったケースだから別にして、競争の少ないケースでは、このように提案すれば評価するということを指導すれば競争参加者が増えることにつながりいいのではと思った。 ・本件は了承とする。	・価格が80%くらいで集中したのは、今回の航空レーザ測量については、見積参考資料とか発注時における質問回答で積算条件を整理しているため、かなりの部分で予定価格を推測するのが可能であった中で各者が競い合った結果かなと思っている。 ・線が入り組んでいるのは流域境で、山からの土砂がどちら側に転がってくるかをみながら山側の線を設定している。逆に、直線のところは隣接する地域との境目でなるべく直線にして計測しやすい方がいいだろうということでこのような形状になった。はみ出ている所があればいい面もあると思うが、必要な範囲を見極めた結果このような範囲設定になっている。 ・そういった指導は行っていない。高得点のところは、レーザ測量の時期や方法について、この地域をよく理解した提案になっているため得点が高かった。 ・我々からこう改善してくれと指導することはない。 ・個々の者に対しては行っていないが、建設コンサルタツツ協会やそれぞれの業協会に対しては、制度改正を行った際に発注者が考えていることなどを業界全体に周知することでレベルアップを図っていただくようなことは行っている。
● 6. 簡易公募型競争入札方式 (大和御所道路樫原高田Aランプ橋梁詳細設計業務) ・配置予定技術者に関する要件について、技術士以外にも土木学会の資格などを要件に加えているのはいいことだと思うが、技術者の評価として複数の資格等を持っている人はそれなりに評価が高くなるのか、それとも、一つだけ持っていれば十分だと考ええているのか。多くの資格を持っていると評価が高くなるようなシステムにして努力している技術者が評価されるようにしてもらいたい。 ・大学で博士に行く人が少なくなっている。技術士を持	・資格の累積で評価するのではなく、技術士や博士を持っていると4点、RCCMであれば2点というようにどの資格を持っているかで差を付けている。 ・ご意見ありがとうございます。

っていて、かつ博士を持っていると6点とかにしてみると、いろいろとお互いの共存のためにはいいかなと思ったりする。全体的に技術者のレベルを上げていく意味でもそういうところを今後検討いただければありがたい。 ・本件は調査基準価格が低いように感じるが、その決め方について、予定価格の何パーセントと一律にするのか、どのように決めているのか教えてほしい。 ・本件は了承とする。 ● 7. 簡易公募型競争入札方式 (交通事故データとりまとめ業務) ・建設協会というのはこういった業務も広く受注しているのか。 ・結果をみれば、相当にがんばった感じがする。本件は、原材料があるわけではなく、そこまで積算ができなくても、建設協会でも参加できる仕事の類いなのかと想像するが。 ・本件は了承とする。 ● 8. 一般競争入札方式 (姫路河川国道事務所除雪トラック等点検整備業務) ・働く車を整備するのは重要な仕事であり、小さな子供は働いている車に非常に興味を持っている。こういう車がどういう役割を果たしているのかを小さな子供に体験させ見せることによって、新たな技術者を生み行政に対する興味につながると思うので、ぜひそういうこともやってもらいたい。 ・予定価格について、業者の見積により決定しているのか。	・本件は土木関係建設コンサルタント業務で発注しており、そこでは、直接人件費や経費についてはそのままの額を、その他の原価にかかるものについては10分の9の額を、一般管理費については10分の4.8を乗じて額を合計して調査基準価格を定めることとしている。 ・当該業務と同様の業務は各事務所で毎年発注しているが、今年度建設協会が受注したのはこの1件だけである。 ・予定価格については、参加者から見積を徴集し歩掛かりや単価を示しているのでかなり推測はしやすい。 ・いろいろな場面でがんばっているところである。 ・予定価格については、入札参加業者から見積を徴集し算出している。点検などに要する時間を320時間とした算定式も示しており、そのため、落札できなか
---	--

・ 本件は了承とする。 ●抽出案件全体を通して意見など ・ 特に意見なし。 ・ 審議事項についてはすべて了承とし、審議事項については終了とする。	った者は予定価格と同額での入札であった。
---	-----------------------------